

政令第二百六十二号

地方自治法施行令及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和八年法律第二十七号）の施行に伴い、並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第六項及び第二百五十二条の三十九第九項の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第一条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第七百七十四条の四十九の二十八第一号及び第七百七十四条の四十九の三十五第一号中「及び住所」を削る。

（公職選挙法施行令の一部改正）

第二条 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四百十一条第一項中「第二百九十五条」を「第二百九十五条第一項」に改める。

附 則

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、包括外部監査契約又は個別外部監査契約を締結したときに告示すべき事項からこれらの契約を締結した者の住所を除く等の必要があるからである。